プロジェクト　ASAF対応

項目　割引率

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015年7月に予定されているASAF会議向けにIASBスタッフにより作成された「現在価値測定に関するリサーチ・プロジェクト」に関するアジェンダ・ペーパーのうち、主にスライド資料「アジェンダ・ペーパー2A：現在価値測定－割引率：リサーチの発見事項及び変更の必要性」(以下「ASAF会議資料」という。）について、適宜内容を補足したうえで、概要をまとめたものである[1]。

2. IASBは、アジェンダ・コンサルテーション2011に対して「割引率」に関する検討が必要というコメントが示されたことを踏まえ、これに関するリサーチ・プロジェクトを実施しており、2015年7月のASAF会議では、同プロジェクトについて議論が予定されている。

3. 本日の委員会では、本資料に関する審議は予定していない。なお、本資料の作成にあたっては、ASAF対応専門委員会（平成27年7月8日開催）で示されたご意見を踏まえ、適宜修正している。

II. ASAF会議資料の概要

背景

4. IFRSでは、多くの基準において、見積将来キャッシュ・フローと割引率を用いて現在価値の測定が要求又は許容されている。しかし、関係者からは、基準によって異なる割引率を使用する意図が十分に明確でないほか、実務上、割引率が必ずしも整合的に適用されていないとの指摘がされている。このため、IASBは、IFRSにおける割引率の適用に関する要求事項についてレビューを行うとともに、IASBが対処すべき点がないか否かを評価する等のために、プロジェクトを開始している。

5. ASAFでは、これまで2014年9月の会議において、本プロジェクトの範囲について検討を行っており、IASBスタッフは、2015年5月のEEG会議や2015年7月のASAF

[1] 2015年7月に開催予定のASAF会議では、スライドで示した内容の背景資料として、次の資料が示されている。
(1) アジェンダ・ペーパー2B：IASBスタッフによるリサーチによる発見事項
(2) アジェンダ・ペーパー2C:リサーチにおいて関係者より示された見解
　但し、これらのペーパーは、内容及びASAFメンバーに対する質問項目を踏まえると網羅的な説明は不要と考えられたことから、本ペーパーにおいては、必要と考えられた部分のみを限定的に含めることとしている。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

会議で示された見解を踏まえ、2015 年第 3 四半期中にリサーチ・ペーパー[2]を公表することを検討している。

6. 本ペーパーでは、大きく 6 つの部分から構成されており、主に次の内容が示されている。
   (1) IFRS における現在価値測定の使用に関する IASB スタッフによる整理（本資料第 8 項から第 10 項参照。）
   (2) 企業の財務業績に対する現在価値測定の影響（本資料 第 11 項から第 13 項参照 ）
   (3) 現在価値測定の目的（本資料 第 14 項から第 16 項参照。）
   (4) 現在価値測定において考慮すべき要因（本資料 第 17 項から第 20 項参照。）
   (5) 測定手法（本資料 第 21 項から第 23 項参照。）
   (6) 今後の方向性（本資料 第 24 項から第 27 項参照。）

7. 以下において、前項の(1)から(6)について、それぞれ説明を行う。

IFRS における現在価値測定の使用

8. IFRSでは、多くの基準において、見積キャッシュ・フローと割引率を使用した現在価値測定が要求又は許容されている。IFRSにおける現在価値測定は、例えば、次のように整理し得る[3]。
   (1) ある測定を行うための唯一の方法（IAS 第 17 号「リース」、IAS 第 19 号「従業員給付」、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」、IFRS 第 4 号「保険契約」）
   (2) 客観的な価格が入手できない場合における公正価値の測定手段(IFRS 第 9 号「金融商品」)
   (3) 減損損失の認識を行うかを評価するにあたっての閾値（IAS 第 36 号「資産の減損」）

9. 他方、IFRS では、以下において、割引率を適用した現在価値測定が要求されていない。
   (1) 正味実現可能価額の測定（IAS 第 2 号「棚卸資産」）
   (2) 繰延税金資産の測定（IAS 第 12 号「税金費用」）

---

[2] リサーチ・ペーパーは、IASB スタッフによる分析結果をまとめたものであり、IASB の予備的見解を表明するものではないとされている。

[3] 当該整理は、必ずしも網羅的なものではない。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(3) 有形固定資産の減価償却（IAS 第 16 号「有形固定資産」）

(4) その他（前払費用等）

10. 上記について、関係者から次のようなコメントが示されている。

(1) 次の項目についても、現在価値測定を要求又は許容すべきである。

① 前払金（新興市場国や採掘産業において一般的とされている。）

② 繰延税金資産・負債

(2) IFRS 解釈指針委員会による前払い費用の検討や法人所得税に関するリサーチ・プロジェクトとの関係について考慮すべきである。

企業の財務業績に対する現在価値測定の影響

11. 割引の巻き戻し[4]については利息費用として認識されるが、異なる用語（finance chargeやfinance cost等）が用いられているほか、割引の巻き戻しから生じる利息費用のすべてが、純損益計算書において利息費用の表示項目として表示されるわけではない（例：IAS第 19 号における確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額）。

12. また、ある測定を行うための唯一の方法（本資料の第 8 項(1)参照）として現在価値測定を使用した場合、再測定の影響について、以下のような認識方法に違いが見られる。

図 1：現在価値測定の業績への影響

再測定の影響	退職給付債務	引当金	保険契約
割引率	OCI	純損益	会計方針の選択
キャッシュ・フロー	OCI	純損益	純損益[5]

13. 上記について、関係者から次のようなコメントが示されている。

(1) 金利費用の表示を整合的にすべきである。

(2) 再評価の影響の表示（純損益か OCI か）を整合的にすべきである。

(3) 概念フレームワークや業績報告のリサーチ・プロジェクトとの関係を考慮すべきである。

現在価値測定の目的

[4] 現在価値測定した負債は、貨幣の時間的価値を反映するために、時の経過により変動するが、この効果を割引の巻き戻しという。
[5] 過去又は現在のサービス期間に関連する変動のみ。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

14. 現行の財務報告に関する概念フレームワーク(以下「概念フレームワーク」という。)では、現在価値が測定基礎の一つとして示されている。他方、2015 年 5 月に公表された概念フレームワークの見直しに関する公開草案では、キャッシュ・フロー・ベースの測定手法は測定基礎ではないとされている。

15. また、IFRS における各基準では、現在価値測定の目的が明示的又は暗示的に示されている。各基準における測定対象項目は、①各基準における明示的な測定目的が示されているかどうか、②基準に記述された測定目的又は基準から推測される測定目的、及び③測定基礎の位置づけの観点から、次のように整理し得る。

図 2：IFRS の各基準における現在価値測定とその目的に関する定め

測定対象項目	測定目的の明示	明示又は推定される測定目的	測定基礎の位置づけ	(参考)適用される割引率
確定給付債務	×	最終的に支払う費用(ultimate cost)	履行価値	報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定する。
減損された非金融資産	○	使用価値	使用価値	特定されていない。
引当金	○	義務を決済又は移転するために必要となる金額	履行価値	特定されていない。
保険契約	×	履行時に予想される正味キャッシュ・フローの現在価値	履行価値	トップ・ダウンとボトム・アップの双方のアプローチが認められている。
リース債務	×	原価	過去原価	リースの計算利子率(実務上、不可能な場合、借手の追加借入利子率)
償却原価による金融商品	×	償却原価	過去原価	当初実効利回りが適用される。

16. 上記について、関係者から次のようなコメントが示されている。

(1) IAS 第 19 号の現在価値測定の目的(「高格付けの社債の利率」の意味を含む。)について明確化すべきである。

(2) IAS 第 37 号の測定の目的を単一で明示的なものとすべきである。

(3) IAS 第 36 号における使用価値の使用を廃止すべきである。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

現在価値測定において考慮すべき要因

17. 現在価値測定では、将来キャッシュ・フローと時間価値（リスク・フリー・レート）については常に考慮される。他方、将来キャッシュ・フローの見積り又は割引率の決定には多くの要素について考慮することが必要である。IFRS では、IFRS 第 13 号「公正価値」（B13 項）において、現在価値測定の構成要素を次のように示している。

(1) 測定される資産又は負債の将来キャッシュ・フローの見積り

(2) 当該キャッシュ・フローに固有の不確実性を表すキャッシュ・フローの金額及び時期の変動の可能性についての予測

(3) 貨幣の時間価値。これは、満期日又はデュレーションが当該キャッシュ・フローの対象期間と一致し、時期の不確実性もデフォルト・リスクも保有者に生じさせない無リスクの貨幣性資産の利率で表させる（すなわち、無リスク金利）

(4) 当該キャッシュ・フローに固有の不確実性を負担するための価格（すなわち、リスク・プレミアム）

(5) その状況において市場参加者が考慮に入れるであろう他の要素（ASBJ スタッフ注：例えば、流動性リスクが含まれ得る。）

(6) 負債については、当該負債に関する不履行リスク。これには、企業（すなわち、債務者）自身の信用リスクが含まれる。

18. また、現在価値測定にあたっては、市場参加者の観点により測定を行うか、企業固有の観点から測定を行うかの区分もある。

19. 現在価値測定に当たっては、これらの構成要素をキャッシュ・フロー見積りに反映させる方法と割引率に反映させる方法の 2 つの方法がある。次の表において、IFRS の各基準において、現在価値測定にあたって上記の構成要素が考慮されているか否かについて整理している。

図 3： IFRS の各基準における現在価値測定に当たっての構成要素の考慮

基準及び測定対象項目	測定基礎	適用する観点	キャッシュ・フロー	貨幣の時間価値	リスク・プレミアム	流動性リスク	自己の信用リスク
IFRS 第 13 号公正価値による資産又は負債	公正価値	市場参加者	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

IAS 第 36 号 非金融資産 (減損)	使用価値	企業固有	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
保険契約 保険債務/ 保険資産	履行金額の現在価値	同上	Yes	Yes	Yes	Yes	No
IAS 第 37 号 引当金	決済又は移転する金額	同上	Yes	Yes	明示はされていない	明確でない	明確でない
IAS 第 19 号 確定給付債務	最終的な費用の現在価値	同上	Yes	Yes	No	部分的に考慮	部分的に考慮

20. 上記について、関係者から次のようなコメントが示されている。

(1) 各測定にあたって、その構成要素を考慮すべきか

(2) 各測定にあたって、市場と企業固有の観点のいずれの観点から測定を行うべきか

測定手法

21. 測定については、次の観点から分析しうる。

(1) リスクの調整方法（例えば、割引率に反映させるか又はキャッシュ・フローへ反映させるか）

(2) 税金費用の反映（例えば、税引前利益と税引後利益のいずれを基礎としたインプットとするか）

(3) 物価変動の影響の反映（例えば、実質価格と名目価格のいずれを基礎としたインプットとするか）

22. 次の表において、IFRS の各基準において、現在価値測定にあたって上記の要因がどのように考慮されているかについて整理している。

図 4：IFRS の各基準における割引率の適用

基準	測定項目	測定基礎	割引率と CF の調整	税引前利益/ 税引後利益	実質価格/名目価格
IFRS 第 13 号	公正価値による資産又	公正価値	いずれか	いずれか	いずれか

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

	は負債				
IAS 第 36 号	非金融資産（減損）	使用価値	いずれか	税引前	いずれか
保険契約	保険債務/保険資産	履行金額の現在価値	いずれか	税引前（黙示的）	いずれか
IAS 第 37 号	引当金	決済又は移転する金額	いずれか	税引前	いずれか（黙示的）
IAS 第 19 号	確定給付債務	最終的な費用の現在価値	該当なし	税引前	名目価格（実質価格が信頼性をもって測定できない場合）

23. 上記について、関係者から次のようなコメントが示されている。

(1) 測定における税金の考慮について、一般的な説明を行うべきである。

(2) IAS 第 36 号における税引前のレートを用いるという要求事項を廃止すべである。

(3) 新興市場国向けに測定手法に関する教育文書を開発すべきである。

今後の方向性

24. IASB スタッフが、上記のように、これまで利害関係者（保険数理人、投資家、作成者、規制当局、基準設定主体）に行ったアウトリーチにおいては、割引率の使用について概念上、実務上の観点から様々な見解が示されていた。また、IFRS 解釈指針委員会に対しても、特に IAS 第 19 号「従業員給付」における割引率の要求事項の適用について、解釈の明確化が要請されてきた。

25. とりわけ、今後のプロジェクトの進め方については、関係者から次のような見解が示されている。

(1) 割引率の使用に関する基準間の不整合を解消するための限定的な範囲のプロジェクトを実施すべきである。

(2) 現在価値測定における割引率の決定方法等について IFRS 第 13 号「公正価値」と類似のガイダンスを開発する包括的なプロジェクトを実施すべきである（ASBJ スタッフ注：米国会計基準においては、Concepts Statement No.7「Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements」において、現在価値測定のあり方が包括的に示されている。）。

(3) 企業が割引計算にあたって考慮した主要な前提条件の開示要求を拡充すること

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

を検討するプロジェクトを実施すべきである。

26. IASB スタッフからは、次のようなアプローチを念頭において進めていくことも考えられるという旨が示されている。

(1) 企業固有の価値(entity-specific values)について、IFRS 第 13 号と類似する一般的なガイダンスを開発する方法。この場合、現行の会計基準における現在価値測定に関する要求事項を当該ガイダンスに整合させるように改訂することもあり得るかもしれない。

(2) 限定的な基準の改訂を行うようなプロジェクトを行う方法

27. 上記を踏まえ、IASB スタッフから、今後の進め方として、次のような選択肢（相互に排他的なものではない）が提示されている。

(1) 追加の作業を実施しない。
(2) 見直しが必要であると認識された特定の項目について、ディスカッション・ペーパーを作成する。
(3) 現在価値測定に関するガイダンスを作成し、概念フレームワークに組み込む。
(4) 割引率に関する単独の基準を作成することを意図して、ディスカッション・ペーパーを作成する。

ASAF メンバーに対する質問

28. ASAF 会議では、上記を踏まえ、次の点について ASAF メンバーの見解が求められている。

(1) IFRS において現在価値測定が要求される項目(本資料の第 8 項及び第 9 項参照)についてコメントはあるか。また、現在価値測定を要求される項目を拡大する必要があると考えるか（本資料の第 10 項参照)。

(2) 現在価値測定が企業の業績報告に与える影響（本資料の第 11 項から第 13 項参照）についてコメントがあるか。この点、見直す必要はあるか。

(3) 現在価値測定の目的(本資料の第 14 項から第 16 項参照)についてコメントはあるか。この点、見直す必要はあるか。

(4) 現在価値測定において考慮すべき要因（本資料の第 17 項から第 20 項参照）についてコメントはあるか。この点、見直す必要はあるか。

(5) 現在価値測定の手法（本資料の第 21 項から第 23 項参照）についてコメントはあるか。この点、見直す必要はあるか。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(6) 割引率のリサーチ・プロジェクトから、どのようなリスク及び機会が生じると考えるか。今後のリサーチの進め方（本資料の第 24 項から第 27 項参照）について、コメントはあるか。

III. ASAF 会議における発言案

29. ASAF 会議において、主に次の事項について発言することを予定している。

(1) 我々は、本プロジェクトを進めるにあたっては、プロジェクトの目的や範囲を明確にすべきと考えている。この点において、次の事項については、各プロジェクトの見直しプロジェクトにおいて検討すべき事項であり、本プロジェクトにおいて検討すべき事項ではない。

① 各測定対象項目において現在価値測定を行うべきか否か

② 企業の財務業績に対する現在価値測定の影響

③ 現在価値測定の目的

(2) 本プロジェクトにおいては、今後、各基準の見直しプロジェクトを検討する際の一助とする観点から、現行基準のレビューから検出された不整合な点や関係者から示されたコメントをリサーチ・レポートの形にまとめることを一つの目標とすることが適切と考えられる。

(3) その上で、次の事項については、今後、本プロジェクトの一環として検討する価値があるかもしれない。

① FASB による Concepts Statement No.7 に相当する内容（又は、その一部に相当する内容）について、教育文書としてまとめて公表すること

② 今後、会計基準を開発するにあたって考慮すべき要因を IASB スタッフの手引きとして整理すること

以 上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。